

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本原則等を定めた「障害者基本法」は、平成 23 年 7 月に改正され、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現することが、法の目的として新たに盛り込まれることとなりました。これを始めとして、いわゆる障害者虐待防止法や障害者差別解消法が成立する等、様々な法制度の改正が行われました。このような国内法の整備を土台として、平成 26 年 1 月には障害者権利条約を批准するに至り、我が国は、共生社会の実現に向けて大きく舵を切ることとなりました。

西東京市においても、平成 26 年 3 月に「西東京市障害者基本計画」を策定し、ライフステージを通じて切れ目のない支援と共生社会の実現を目指し、社会的障壁を取り除くための理解推進や合理的配慮の普及等、様々な施策に取り組んでいます。また、「第 3 期西東京市障害福祉計画」（平成 24 年度～平成 26 年度）を策定し、障害福祉サービス等の充実に努めてきたところです。

この度、「第 3 期西東京市障害福祉計画」の計画期間の終了に伴い、「第 4 期西東京市障害福祉計画」を策定しました。

### （1）障害者福祉計画の根拠

平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」を改称し、平成 24 年 6 月に成立した「障害者総合支援法」（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）は、平成 26 年 4 月から完全施行されており、障害者（児）の定義に政令で定める難病患者等が追加され障害福祉サービス等の対象となるなどの改正が行われました。同法において、都道府県及び市町村は障害福祉サービスに関する計画（「障害福祉計画」）の策定が義務付けられています。

## 「障害者総合支援法」における障害福祉計画の規定

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針<sup>\*</sup>に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

※「基本指針」とは

障害者総合支援法において、国は、各市町村が「障害福祉計画」を策定するにあたって計画に盛り込むべき内容などを示した「基本指針」を定めることになっています。「基本指針」は一部改正され、平成26年5月15日に告示されました。

(正式名称：「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」)

## 「基本指針」に示されている障害福祉計画の基本理念

市町村及び都道府県は、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、全ての障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重  
(中略)
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等  
(中略)
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備  
(以下略)

## (2) 障害者福祉に関する制度・動向

「第3期障害福祉計画」が策定された平成23年3月以降、障害者福祉に関する各種法令の改正等が行われています。主な制度改正の内容は、以下の通りです。

### 障害者総合支援法で変わった主な事項

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 法律名称： 障害者自立支援法 ⇒ 障害者総合支援法</li><li>② 基本理念： 「その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活」<br/>⇒「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活」</li><li>③ 対 象： 難病患者も含まれるようになった<br/>(以上、平成25年4月施行)</li><li>④ 重度訪問介護の対象拡大</li><li>⑤ 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化</li><li>⑥ 地域移行支援の対象拡大</li><li>⑦ 地域生活支援事業の追加</li><li>⑧ 障害程度区分から障害支援区分に名称変更<br/>(以上、平成26年4月施行)</li></ul> |
|---|

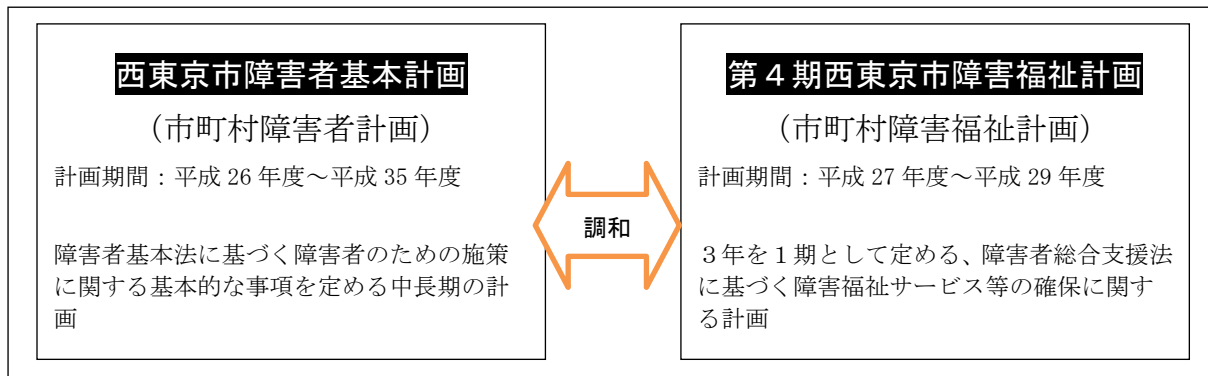
## 近年の障害者福祉に関する主な制度等の変遷

- **障害者基本法の改正**（平成 23 年 7 月成立、平成 23 年 8 月施行）  
目的：全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- **障害者虐待防止法**（平成 23 年 6 月成立、平成 24 年 10 月施行）  
目的：虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進すること
- **障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法へ）**（平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月一部施行、平成 26 年 4 月完全施行）
- **身体障害者福祉法の一部改正**（平成 25 年 4 月施行）
- **知的障害者福祉法の一部改正**（平成 25 年 4 月施行）
- **児童福祉法の一部改正**（平成 24 年 4 月施行）  
内容：障害児を対象とした施設・事業は児童福祉法に一本化され、体系も再編された。また、通所支援について、実施主体が市町村となった。
- **障害者優先調達推進法**（平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月施行）  
目的：障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資すること
- **障害者雇用促進法の改正**（平成 24 年 6 月成立）  
内容：分野における障害者に対する差別を禁止するための措置および精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等が追加された。
- **障害者差別解消法（平成 25 年 6 月成立、一部の附則を除き平成 28 年 4 月施行）**  
目的：「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として成立した。  
内容：障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮（障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置）に関する環境整備の努力義務等が規定された。
- **障害者権利条約（平成 26 年 1 月我が国が批准）**  
目的：障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること  
内容：障害者の権利を実現するための措置等を規定している。障害者に関する初めての国際条約で、その内容は前文および 50 条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。
- **難病の患者に対する医療等に関する法律**（平成 25 年 6 月成立、平成 27 年 1 月施行）  
内容：難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる
- 「第 3 次障害者基本計画」（国）の策定（計画期間：平成 25～29 年度の概ね 5 年間）  
概要：障害者基本計画は、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。

### (3) 障害者基本法に基づく西東京市障害者基本計画との関係

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定される、西東京市の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」に位置づけられます。西東京市では、障害者基本法第 11 条に規定される市町村障害者計画として、平成 26 年度から平成 35 年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を定め、この計画に基づいて障害者施策を推進しているところです。

「西東京市障害者基本計画」と「第 4 期西東京市障害福祉計画」の関係



両計画は相互に調和が保たれていることが求められることから、本計画の実施にあたっては、「西東京市障害者基本計画」と調和を保ちながら、進めていきます。

「西東京市障害者基本計画」の基本理念と 3 つの基本方針

#### 基本理念

**障害のある人が、その生涯にわたって、  
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、  
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。**

#### 基本方針 1

ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組めます。

#### 基本方針 2

主体的にいきいきと活動するための支援に取り組めます。

#### 基本方針 3

地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

